

地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する個人情報の保護等に関する規則

制定 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

第3条 理事長は、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル（次項に規定するもの及び同条第2項の規定に基づき個人情報ファイル登録簿に掲載しないものを除く。第3項から第7項までにおいて同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル登録簿を作成しなければならない。

2 条例第3条第1項に規定する個人情報ファイルであって、次の各号のいずれかに該当するものについては、個人情報ファイル登録簿を作成することを要しない。

(1) 法第74条第2項第2号（租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に係るものを除く）、第3号、第6号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル

(2) 条例第3条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 個人情報ファイル登録簿は、法人が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 理事長は、個人情報ファイル登録簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル登録簿を修正しなければならない。

5 理事長は、個人情報ファイル登録簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

6 条例第3条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが法第75条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル登録簿は、個人情報ファイル簿として作成されたものとみなす。

7 法第75条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが条例第3条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル登録簿として作成されたものとみなす。

8 前2項の場合において、理事長は、当該個人情報ファイル簿又は個人情報ファイル登録簿について、遅滞なく、別に定める項目の追加、消除又は変更の措置を講じなければならない。

9 理事長は、個人情報ファイル登録簿を作成したときは、遅滞なく、これをその事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項（条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

| 電磁的記録の種別 | 開示の実施の方法 |
|---|------------------|
| 1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、岩手県工業技術センター内の個人情報窓口を設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製 | 閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 |

| | |
|---|-------------------------------------|
| することができるもの | |
| 2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、理事長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの | 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 |

(保有個人情報の開示請求及び死者情報の開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第7項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、保有個人情報の開示請求に係る手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル等(公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第11条第2項に規定するファイルをいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示決定等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条各項の決定をいう。)を受けた後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

6 死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等については、第2項から前項までの規定の例による。

(送付に要する費用の納付)

第6条 法人文書の写し等を送付する方法により保有個人情報又は死者に関する情報の開示を受ける者は、第5条の規定により手数料を納付する際に、当該法人文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第7条 条例第13条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に個人情報保護等条例附則第2項の規定による廃止前の個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)第11条第1項に規定する開示請求、同条例第25条第2項に規定する訂正要求、同条例第34条第1項に規定する利用停止請求又は同条例第41条第2項に規定する是正申出がされた場合における同条例に規定する個人情報の開示、訂正および利用停止並びに是正については、なお従前の例による。この場合において、同条例第39条第1項中「岩手県個人情報保護審査会」とあるのは、「岩手県情報公開・個人情報保護等審査会」とする。

別表(第5条関係)

| 区 分 | 算出の方法 |
|---------------------|--|
| 保有個人情報の開示請求に係る手数料 | 開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき 300円 |
| 死者に関する情報の開示請求に係る手数料 | 死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている法人文書1件につき 300円 |